

第117回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始時間：午前9時00分）

場所

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
郵船ビルディング5階
当社本店会議室

書面（議決権行使書用紙）および
インターネット等による議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分まで

目次

第117回定時株主総会招集ご通知	1
・ 事業報告	5
・ 連結計算書類	24
・ 計算書類	26
・ 監査報告書	28
株主総会参考書類	34
・ 第1号議案 定款一部変更の件	
・ 第2号議案 取締役9名選任の件	
・ 第3号議案 監査役4名選任の件	
・ 第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
・ 第5号議案 取締役の報酬等の額の改定の件	



関東電化工業株式会社

証券コード：4047

証券コード 4047
2024年6月11日
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
関東電化工業株式会社
代表取締役社長 長谷川 淳一

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第117回定時株主総会招集ご通知」および「第117回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kantodenka.co.jp/ir/general.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使のご案内」にしたがって、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
郵船ビルディング5階 当社本店会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第117期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第117期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬等の額の改定の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
 3. 株主総会資料の電子提供制度が開始されましたが、株主様の混乱を避けるため、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
 4. 電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況（概要）」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 5. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席されない株主様



1. 郵送(書面)にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

※議案について賛否をご表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

▶ 行使期限：2024年6月26日(水曜日) 午後5時30分 到着分まで



2. インターネット等にて議決権を行使いただく場合

当社が指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使方法については **次頁** をご参照ください。

【インターネット等による議決権行使の際の注意点】

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

▶ 行使期限：2024年6月26日(水曜日) 午後5時30分 入力分まで

株主総会にご出席される株主様



当日会場受付に同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時：2024年6月27日(木曜日) 午前10時 受付開始時刻 午前9時

インターネット等による議決権行使のご案内

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

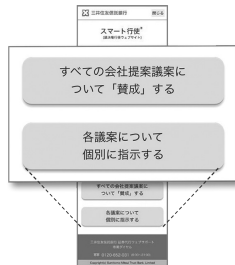
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

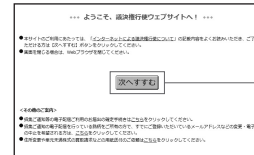
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

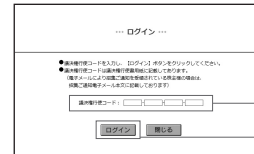
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果により緩やかな回復基調にあったものの、依然として厳しい状況にありました。海外においても、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念などによる景気の下振れリスク、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等に留意する必要性があり、先行き不透明な状況が続きました。

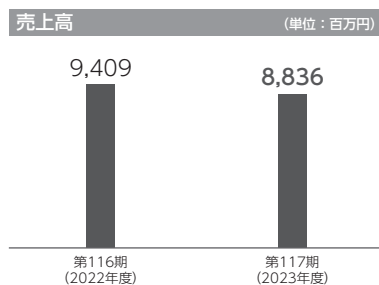
化学工業におきましても、原燃料価格や物流費の上昇に加え、半導体・電子材料業界の生産調整の影響等もあり、引き続き厳しい事業環境にありました。

このような情勢下におきまして、当社グループは積極的な営業活動を推進してまいりましたが、主に精密化学品事業部門における需要の大幅な減退により、経営成績は大きく影響を受けた結果となりました。

当期の売上高は、647億68百万円と前期に比べ139億06百万円、17.7%の減少となりました。経常損益につきましては、売上高の減少に加え、主に電池材料における売上原価の高止まりと棚卸資産評価損の計上により、経常損失13億04百万円となりました（前期は経常利益136億79百万円）。最終損益につきましては、電池材料の収益性の低下から投資額の回収が一部見込めないため、減損損失を特別損失に計上したことも加わり、親会社株主に帰属する当期純損失46億10百万円となりました（前期は親会社株主に帰属する当期純利益93億82百万円）。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

基礎化学品事業部門



無機製品

か性ソーダおよび塩酸は、販売数量は減少したものの価格修正効果により、前期に比べ増収となりました。

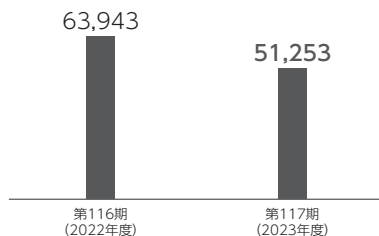
有機製品

トリクロロールエチレンは、販売数量の減少により、前期に比べ減収となりました。パークロールエチレンは、販売数量の減少と販売価格の低下により、前期に比べ減収となりました。

以上の結果、基礎化学品事業部門の売上高は、88億36百万円となり、前期に比べ5億72百万円、6.1%の減少となりました。営業損益につきましては、営業損失1億39百万円となりました（前期は営業利益3億25百万円）。

精密化学品事業部門

売上高 (単位：百万円)



特殊ガス製品

半導体用特殊ガス類につきましては、三フッ化窒素、六フッ化タングステンおよびヘキサフルオロ-1,3-ブタジエンは、販売数量の減少により、前期に比べ減収となりました。

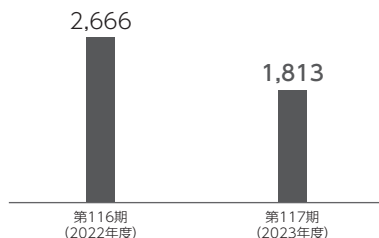
電池材料製品

電池材料の六フッ化リン酸リチウムは、販売数量の減少と販売価格の低下により、前期に比べ減収となりました。

以上の結果、精密化学品事業部門の売上高は、512億53百万円となり、前期に比べ126億89百万円、19.8%の減少となりました。営業損益につきましては、売上高の減少に加え、主に電池材料における売上原価の高止まりと棚卸資産評価損の計上により、営業損失28億24百万円となりました（前期は営業利益114億50百万円）。

鉄系事業部門

売上高 (単位：百万円)

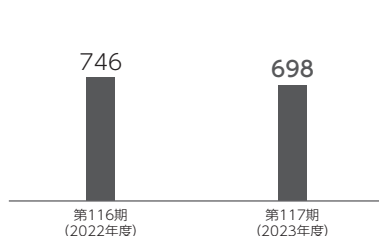


複写機・プリンターの現像剤用であるキャリアーは、販売数量の減少により、前期に比べ減収となりました。鉄酸化物は、着色剤の販売減少により、前期に比べ減収となりました。

以上の結果、鉄系事業部門の売上高は、18億13百万円となり、前期に比べ8億53百万円、32.0%の減少となりました。営業損益につきましては、営業利益1億72百万円となり、前期に比べ5億13百万円、74.9%の減少となりました。

商事事業部門

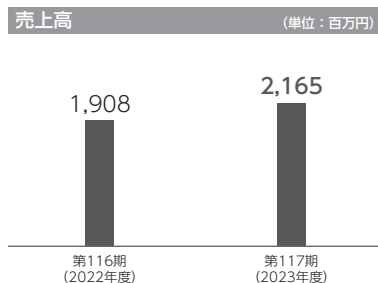
売上高 (単位：百万円)



商事事業につきましては、化学工業薬品の販売減少により、前期に比べ減収となりました。

以上の結果、商事事業部門の売上高は、6億98百万円となり、前期に比べ48百万円、6.4%の減少となりました。営業損益につきましては、営業利益1億90百万円となり、前期に比べ8百万円、4.2%の減少となりました。

設備事業部門



化学設備プラントおよび一般産業用プラント建設の売上高は、請負工事の増加により前期に比べ増収となりました。

以上の結果、設備事業部門の売上高は、21億65百万円となり、前期に比べ2億57百万円、13.5%の増加となりました。営業損益につきましては、営業利益6億68百万円となり、前期に比べ66百万円、11.0%の増加となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

設備投資の総額は、138億75百万円でありました。

その主な内容は、特殊ガス製品および電池材料製品の製造設備増強などでありました。

これらの所要資金は、自己資金および借入金により賄いました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果により緩やかな回復が続くことが期待されますが、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク、原材料・エネルギー価格の高騰が企業収益を圧迫するリスク、世界的な地政学リスク、金融資本市場の変動リスク等に留意する必要があり、先行きの不透明感は依然として強く、経営環境は厳しい状況が続くものと思われまます。

このようななか、当社グループは、2022年度より新中期経営計画「Dominate 1000」をスタートさせ、2024年度連結売上高 1,000億円達成を目指して活動していましたが、企業を取り巻く経営環境の変化や業績動向を踏まえ、最終年度を2年間延長して計画を見直しました。当初計画した重点戦略に加えて新たな戦略・施策を実行し、企業価値向上を図ります。具体的には、精密化学品事業を中心とした事業の拡大、事業ポートフォリオの改革、ROIC経営の推進、IR活動の強化、政策保有株式の縮減などを進め、収益を回復させるとともに、資本コストを意識した経営を進めてまいります。

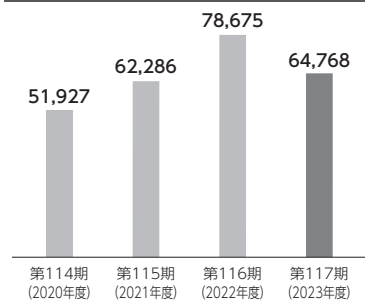
また、2030年に想定される社会を見据え、安定した経営基盤のもと、安全で働きがいを実感できる環境を提供し、独自性・優位性のある製品で世界最先端の技術を支え、サステナブルな社会に貢献する「創造的開発型企业」を目指してまいります。

株主各位におかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

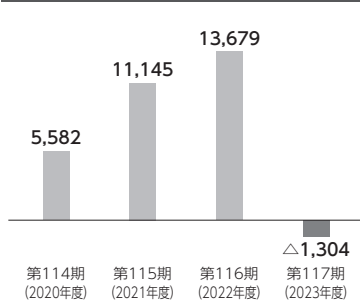
(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第114期	第115期	第116期	第117期
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売上高 (百万円)	51,927	62,286	78,675	64,768
経常利益 (百万円)	5,582	11,145	13,679	△1,304
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,605	7,762	9,382	△4,610
1株当たり当期純利益	62円73銭	135円12銭	163円32銭	△80円25銭
総資産 (百万円)	92,324	109,902	130,762	125,302

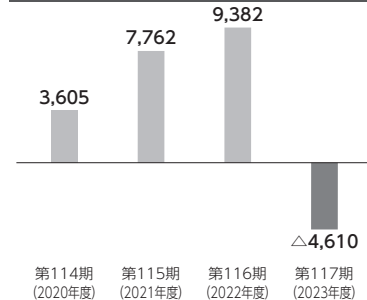
売上高 (単位：百万円)



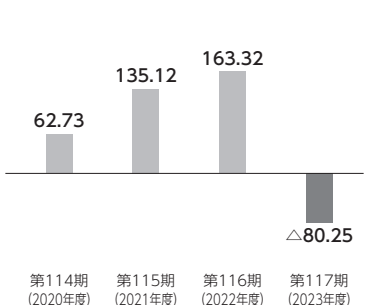
経常利益 (単位：百万円)



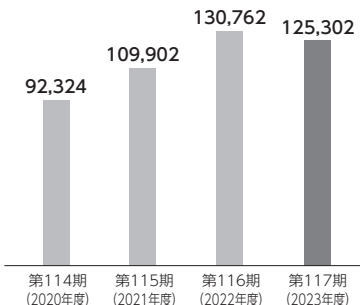
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



(5) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
関電興産株式会社	10百万円	100.0%	化学工業薬品の販売および容器整備
株式会社上備製作所	120百万円	49.4%	化学工業用設備の製作販売
株式会社関東電化ファインテック	27百万円	100.0%	鉄酸化物の製造販売
関東電化KOREA株式会社	300百万ウォン	100.0%	フッ素化合物の販売
台湾関東電化股份有限公司	7百万NTドル	100.0%	フッ素化合物の販売
関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社	42,000百万ウォン	100.0%	フッ素化合物の製造販売
宣城科地克科技有限公司	50百万USDドル	98.3%	フッ素化合物の製造販売

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

セグメント	主要製品等	売上高 構成比
基礎化学品事業	(無機製品) か性ソーダ、塩酸、次亜塩素酸ソーダ、塩化アルミニウム等 (有機製品) トリクロールエチレン、パークロールエチレン、塩化ビニリデン、シクロヘキサノール等	13.6%
精密化学品事業	(特殊ガス製品) 六フッ化硫黄、四フッ化炭素、三フッ化メタン、六フッ化エタン、三フッ化窒素、ヘキサフルオロ-1,3-ブタジエン、八フッ化プロパン、六フッ化タングステン、四フッ化ケイ素、三フッ化塩素、八フッ化シクロブタン、モノフルオロメタン、硫化カルボニル、五フッ化ヨウ素、KSG-14等 (電池材料製品) 六フッ化リン酸リチウム、ホウフッ化リチウム、ジフルオロリン酸リチウム等 (他製品) 有機フッ素化合物等	79.1%
鉄系事業	キャリアー、マグネタイト、顔料等	2.8%
商事事業	化学工業薬品販売、容器整備、保険代理店業務等	1.1%
設備事業	工場プラント建設、工場設備保全工事等	3.4%

(7) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

- ①当社 本店：東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
営業所：大阪支店、名古屋営業所
工場：渋川工場（群馬県）、水島工場（岡山県）
研究所：総合開発センター（群馬県）、渋川開発室（群馬県）、
水島開発室（岡山県）
- ②子会社 関電興産株式会社（東京都、群馬県、岡山県）、
株式会社上備製作所（東京都、群馬県、岡山県）、
株式会社関東電化ファインテック（三重県、東京都、大阪府）、
関東電化KOREA株式会社（韓国）、
台湾関東電化股份有限公司（台湾、シンガポール）、
関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社（韓国）、
宣城科地克科技有限公司（中国）

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

セグメント	従業員数	前期末比増減
基礎化学品事業	40名	1名増
精密化学品事業	620名	65名増
鉄系事業	49名	—
商事事業	44名	1名減
設備事業	104名	—
全社（共通）	288名	21名増
合計	1,145名	86名増

(9) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	11,827
株式会社群馬銀行	7,429
株式会社中国銀行	5,696
三井住友信託銀行株式会社	4,988
朝日生命保険相互会社	4,062

2. 当社株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 200,000,000株

(2) 発行済株式の総数 57,546,050株

(注) 1. 発行済株式の総数には、自己株式22,662株が含まれています。

2. 自己株式には、株式報酬制度の信託口が所有する70,545株は含まれておりません。

(3) 株主数 10,115名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	5,956	10.35
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	5,046	8.77
朝日生命保険相互会社	3,570	6.21
日本ゼオン株式会社	3,550	6.17
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,084	3.62
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMS RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	1,528	2.66
株式会社中国銀行	1,400	2.43
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,322	2.30
株式会社みずほ銀行	1,202	2.09
株式会社 A D E K A	1,148	2.00

(注) 出資比率は自己株式（22,662株）を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 淳 一	内部監査室担当
取締役常務執行役員	山 口 安 成	技術本部長、資材部担当
取締役執行役員	新 美 和 生	経理財務部、情報システム部担当
取締役執行役員	阿 部 友 紀	事業本部長
取締役執行役員	浦 本 邦 彦	サステナビリティ推進室、法務・総務部、広報・IR室、人事部、業務サポート室担当
取締役執行役員	増 島 亮 司	経営企画部、海外事業推進部担当、経営企画部長
取締役執行役員	滝 川 剛	新製品開発本部長兼水島工場長
取締役執行役員	八 高 賢 一	海外工場担当、 関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社代表理事
取 締 役	松 井 秀 樹	丸の内総合法律事務所共同代表弁護士
取 締 役	杉 山 正 治	
取 締 役	羽 深 等	国立大学法人横浜国立大学名誉教授
取 締 役	假 屋 ゆう子	日本金属株式会社社外取締役 株式会社We l b y社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	矢 島 武 明	
常 勤 監 査 役	林 政 友	
監 査 役	古 河 直 純	日本ゼオン株式会社名誉会長
監 査 役	池 田 健 一	朝日生命保険相互会社取締役常務執行役員経営企画部、 調査広報部、海外・ダイレクト事業部担当

- (注) 1. 取締役松井秀樹氏、杉山正治氏、羽深 等氏、假屋ゆう子氏は社外取締役であります。また、松井秀樹氏、杉山正治氏、羽深 等氏、假屋ゆう子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役古河直純氏、池田健一氏は社外監査役であります。また、古河直純氏、池田健一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 矢島武明氏は銀行業務について長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当該事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
 就任：2023年6月29日開催の第116回定時株主総会において、八高賢一氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役との間では、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職等一定の従業員を被保険者として以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年10月に更新をする予定です。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。

② 保険料

保険料は全額当社負担としております。

(4) 会社役員の報酬等に関する事項

【取締役および監査役の報酬等の総額】

役員報酬	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	230 (24)	216 (24)	— (—)	14 (—)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	54 (12)	54 (12)	— (—)	— (—)	4 (2)
計	284	270	—	14	16

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりませんが、当事業年度は使用人分給与の支給はありません。

【取締役の報酬等】

① 取締役の報酬等の基本的な考え方について

当社の取締役の報酬は、業績向上と企業価値向上に向け、健全なインセンティブとなるよ

う、固定報酬・変動報酬ならびに短期・中長期のバランスに留意して決定するものとしております。

具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、月額報酬（固定部分）、役員賞与（業績連動部分、短期的報酬）、株式報酬（中長期的報酬）により構成し、社外取締役の報酬は、月額報酬のみとしております。

②月額報酬（固定部分）について

月額報酬は、役位（代表取締役会長・社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員、取締役上席執行役員、取締役執行役員、社外取締役）ごとに定めた一定額（金銭）としております。

報酬水準については、業績、他社水準、社会情勢等を勘案し、必要があれば、適宜、見直すこととしております。

- (注) 1. 2007年6月28日開催の第100回定時株主総会にて、取締役の月額報酬の総額（2,400万円以内）について決議しております（同総会終結時点における取締役の員数は10名です）。
2. 取締役執行役員については、月額報酬の他に、使用人分（執行役員分）賞与があります。ただし、使用人兼務役員でない取締役執行役員については、使用人分賞与を毎月の報酬額に上乗せして報酬額を決定しております。

③役員賞与（業績連動部分、短期的報酬）について

事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブとして、社外取締役を除く取締役に対して、定常的な収益指標である当社経常利益の一定割合を金銭として、毎年7月に支給しております。具体的には、以下のとおりです。

- ・8,000万円を上限として、当該事業年度の当社経常利益の0.8%（百万円未満切捨て）を役員賞与として支給する。ただし、当該事業年度の当社経常利益が10億円未満の場合は、役員賞与は支給しない。なお、当該事業年度の経常損益は経常損失28億円です。
- ・役員賞与の支給対象者は、社外取締役を除く取締役全員とする。ただし、業務を執行する期間が当該事業年度の2分の1に達しない取締役を除く。
- ・役員賞与の各取締役への配分は、以下のとおりとする。

$$\text{役員賞与の総額} \quad \times \quad \frac{\text{役位のポイント}}{\text{支給対象者全員の役位ポイントの合計}}$$

- (注) 1. 役位ポイントは、取締役会長2.0、取締役社長2.0、取締役副社長執行役員1.5、取締役専務執行役員1.3、取締役常務執行役員1.0、取締役執行役員0.1としております。ただし、当該事業年度中に取締役として在籍しない期間がある場合は、在籍月数（1月未満は1月とする。）を12で除した数値を役位ポイントに乗じたものとしております。また、当該事業年度中に役位の変更があった場合は、月数按分しております。

2. 2007年6月28日開催の第100回定時株主総会にて、取締役の賞与（業績連動報酬）を、8,000万円を上限として当該事業年度の当社経常利益の0.8%とする（ただし、当該事業年度の当社経常利益が10億円未満の場合は支給しない）旨決議しております（同総会終結時点における取締役の員数は10名です）。

④株式報酬（中長期的報酬）について

取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、社外取締役を除く取締役に対して株式交付信託による株式報酬を支給しております。対象期間（5年間）で当社が拠出する金銭は70百万円を上限とし、1事業年度あたり20,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）を上限として、毎年総会日に役位に応じたポイントを付与し、原則として取締役退任時に累計ポイントによって計算した当社株式を支給します。本制度の対象となる取締役については、株式交付規程に基づき、毎年総会日に、役位に応じたポイントを付与し、取締役退任時に累計ポイントによって計算した当社株式を支給します。

- (注) 1. 2020年6月26日開催の第113回定時株主総会にて、社外取締役を除く取締役に対し、対象期間（5年間）で当社が拠出する金銭は70百万円を上限とし、1事業年度あたり20,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）を上限として役位に応じたポイントを付与し、原則として取締役退任時に累計ポイントによって計算した当社株式を支給する旨決議しております（同総会終結時点における社外取締役を除く取締役の員数は6名です）。
2. 非居住者取締役は、海外における税制の取扱いを考慮して役員持株会に加入し、役員持株会による株式購入の拠出を行うこととしております。

⑤月額報酬の額、役員賞与（業績連動部分）の額、および株式報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針について

社外取締役を除く取締役の種類別の報酬の割合については、健全なインセンティブとなるよう、固定報酬・変動報酬ならびに短期・中長期のバランスに留意して決定することとしております。なお、種類別の報酬の比率は、当社経常利益の金額および株価によって変わってまいります。過去の業績から計算すると月額報酬が約60～70%、役員賞与が約25～35%、株式報酬が約5%となっております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項について

取締役の個人別報酬等は、独立社外取締役を含む委員で構成される指名・報酬委員会に報酬案を諮問し、取締役会の決議により決定しております。

⑦取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項について

会社に重大な損害を与えた場合等、当該取締役に対して役員賞与を支給しないことについて相当な理由がある場合は、当該取締役は支給対象者から除くこととしております。

⑧当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記の方針に沿うものであることについて

取締役報酬についての方針（基本方針、各報酬額の個人別決定方法）は、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会の決議によって決定していること、ならびに、取締役の個人別の報酬等は、各報酬額の個人別決定方法によって算出されることから、取締役の個人別の報酬等の内容は、上記方針に沿ったものとなっております。

(注) 取締役の報酬等については、「第5号議案 取締役の報酬等の額の改定の件」を本総会に付議しております。その主な改定内容は、以下のとおりです。当社は、同議案が承認可決されることを条件として、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決定しており、以下の内容は当該決定後の方針に沿った内容となっております。

②の月額報酬については、取締役の月額報酬が2,000万円以内、うち社外取締役の月額報酬が400万円以内となります。

③の役員賞与については、役位毎に業績に連動する方式に変更します。

なお、固定報酬から株式報酬への振替えを別途実施いたしますので、⑤の報酬割合については、月額報酬が約55～65%、役員賞与が約25～35%、株式報酬が約10%となります。

【監査役の報酬等】

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から月額報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(注) 2007年6月28日開催の第100回定時株主総会にて、監査役の月額報酬は500万円以内と決議しております（同総会終結時点における監査役の員数は4名です）。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職状況（2024年3月31日現在）

区 分	氏 名	他の法人等における業務執行者、社外役員等の兼職状況
社 外 取 締 役	松 井 秀 樹	丸の内総合法律事務所共同代表弁護士
社 外 取 締 役	杉 山 正 治	
社 外 取 締 役	羽 深 等	国立大学法人横浜国立大学名誉教授
社 外 取 締 役	假 屋 ゆう子	日本金属株式会社社外取締役 株式会社We l b y社外取締役（監査等委員）
社 外 監 査 役	古 河 直 純	日本ゼオン株式会社名誉会長
社 外 監 査 役	池 田 健 一	朝日生命保険相互会社取締役常務執行役員経営企画部、 調査広報部、海外・ダイレクト事業部担当

(注) 1. 丸の内総合法律事務所は当社の顧問先であり、当社は同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしております。

2. 当社と国立大学法人横浜国立大学、日本金属株式会社および株式会社We l b yとの間には、重要な取引その他の特別な関係はありません。
3. 日本ゼオン株式会社は、当社株式を3,550千株（出資比率6.17%）保有しています。また、同社グループと当社グループの間には取引がありますが、2023年度の取引額は、当社連結売上高の1%未満であります。
4. 朝日生命保険相互会社は、当社株式を3,570千株（出資比率6.21%）保有しています。また、当社は、朝日生命保険相互会社より融資を受けております。

②当事業年度における主な活動状況

(ア)社外取締役

氏 名	取締役会への出席状況	活 動 状 況
松井 秀樹	14回中13回	松井秀樹氏は、弁護士として企業法務に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を有しています。同氏は、取締役会において適宜発言するなど期待に応え、経営監視機能を十分果たしました。
杉山 正治	14回中14回	杉山正治氏は、公認会計士として企業会計に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を有しています。同氏は、取締役会において適宜発言するなど期待に応え、経営監視機能を十分果たしました。
羽深 等	14回中14回	羽深 等氏は、他企業や大学において技術開発および研究開発に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を有しています。同氏は、取締役会において適宜発言するなど期待に応え、経営監視機能を十分果たしました。
假屋ゆう子	14回中14回	假屋ゆう子氏は、取締役として薬品メーカーの経営に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を有しています。同氏は、取締役会において適宜発言するなど期待に応え、経営監視機能を十分果たしました。

(イ)社外監査役

氏 名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	活 動 状 況
古河 直純	14回中11回	6回中6回	古河直純氏は、国際展開を推進しているグローバルメーカーの会社経営についての豊富な経験を活かして、取締役会および監査役会において、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、監査を行い、監査機能を十分に発揮しました。
池田 健一	14回中14回	6回中6回	池田健一氏は、金融機関における会社経営についての豊富な経験を活かして、取締役会および監査役会において、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、監査を行い、監査機能を十分に発揮しました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度における報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 43百万円 |
| ②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査内容、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、関東電化K O R E A株式会社、台湾關東電化股份有限公司、関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社および宣城科地克科技有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令および基準等が定める会計監査人の独立性および信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、解任または不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についての基本方針（概要）（以下「本基本方針」といいます。）

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認めております。従いまして、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者」を誰にするかは、最終的には株主の皆様のご意向が反映されるべきものと考えており、当社株券等の大規模買付行為につきましても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分なものでない限り、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者のなかには、当社取締役会や株主に対して、当該大規模買付者が「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者」として適切か否かを判断するための十分な情報や時間を提供しない者もないとはいえません。また、大規模買付行為の目的等から見て、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすものや、株主に対して当社株券等の売却を事実上強要するもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分な者もないとはいえません。

以上より、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、当該買付行為を開始するよう要請しております。

(2) 本基本方針の実現に資するための企業価値向上の取組み（概要）

当社は、経営方針として、「会社の永遠の発展を追求し、地球環境との調和を図りながら適正な利益を確保することにより、株主、ユーザー、従業員と共に繁栄する企業を目指して持続可能な社会づくりに貢献する。これを実現するために、当社独自の技術と心のこもったサービスでユーザーの期待に応え、誠意・創造性・迅速な対応・自然との調和をモットーに信頼される関東電化を築き上げる。」ことを掲げております。つまり、当社は、「企業価値を高めるとともに持続可能な社会づくりに貢献する」ことを企業目標にしており、この実現のために、株主、地域社会、ユーザー、従業員等のステークホルダーの皆様と良好な関係を築くことに取り組んでおります。

また、当社の企業価値・社会的価値の源泉は、地道な研究活動から生み出される「当社独自の技術」であり、その土台は、技術を支え、新たな創造的技術を生み出す「人財」であると考えております。当社は、1938年の会社設立以来、「電解」、「フッ素化」、「塩素化」、「有機・無機合成」をコア技術として、とりわけ、高純度のフッ素を効率よく大量に発生させるフッ酸

電解技術、および、電池材料、医薬品等幅広い応用分野を持つフッ素関連技術についての知識を蓄積し、今日に至っております。

特殊ガス製品については、当社ならではのフッ素化技術を活かし、半導体・液晶などの製造に不可欠なエッチングガス、クリーニングガス、配線材料ガスなどのフッ素系ガス製品を供給しています。フッ素は、危険で取り扱いが非常に難しい物質ですが、当社は無水フッ酸を電気分解してフッ素を発生させ、それに窒素やタングステン等を反応させるなどにより、様々なフッ素系ガス製品を安定的・効率的に生産・供給しています。また、当社のコア技術でありますこの「フッ酸電解」の技術は軍事転用可能な技術でもあり、安全保障の観点から国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していくことを目的として、2020年5月8日付で施行された外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律および関連する政省令・告示において、当社は指定業種のうちのいわゆるコア業種に該当する事業を営む上場企業としてリストに掲載されています。

電池材料製品については、当社は、リチウムイオン二次電池用の高純度電解質を製造販売する国内唯一のメーカーです。世界的に地球温暖化を抑制するための環境改革が急務となる中で、日本でも2050年でのカーボンニュートラル宣言や、2030年半ばにガソリン/ディーゼルの新車販売を禁止する動きなどもあり、社会の電動化の動きが加速しています。当社は、その中核を担い、市場の拡大が見込まれるリチウムイオン二次電池用の高純度電解質を製造販売する国内唯一のメーカーです。お客様からの厳しいニーズに応える世界トップクラスの高品位な製品を供給し、リチウムイオン二次電池の高性能・長寿命化を支え、脱炭素化社会の実現に向けたサプライチェーンの重要な一翼を担っております。

今後も、人材力を高めつつ、蓄積された専門技術等を活かして「当社独自の技術」を生み出し続け、企業価値を高めるとともに持続可能な社会づくりに貢献していきたいと考えております。

(3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（概要）

当社は、本基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上を目的として、2021年6月29日開催の株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を決定し、そのなかで「大規模買付ルール」を定めております。その骨子は、①当社は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②当社取締役会のための一定の評価期

間を確保した上で、③当社取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大規模買付者との交渉を行い、④当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて原則として株主の皆様のご意思を確認するための株主総会等を開催する手続を定め、かかる株主の皆様のご意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、①から④の手続が完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくことを要請する、というものです。

(4) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、および当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、ならびにその理由

① 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様へ当社取締役会が対抗措置をとることの是非を、原則として株主総会等において直接的に確認した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分なものと当社取締役会が判断した場合、原則として当社株主総会等における株主の皆様のご判断に基づいて、かかる大規模買付者に対して対抗措置を講じることがあることを明記しています。このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであります。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大規模買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであります。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針に従って行われます。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合には、原則として、株主総会等を開催して株主の判断を仰ぐこととしており、例外的に取締役会決議限りで判断を行う場合その他本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

(注) 当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、本対応方針を継続せず、その有効期限である2024年6月27日開催予定の第117回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しております。詳細については、当社ホームページ(<https://www.kantodenka.co.jp/>)で公表している2024年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の非継続(廃止)について」をご参照ください。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定につきましては、業績の推移も勘案しながら、中長期的な事業計画に基づき、収益の向上に不可欠な設備投資資金の確保と財務体質の強化を図りつつ、適正な利益還元を行うことを基本方針としております。

また、2022年4月からスタートした中期経営計画「Dominate 1000」において配当性向は20%を目安としておりましたが、2023年11月の計画見直しにより、30%以上に引き上げております。

(注) 当期の期末配当につきましては、2024年3月期の業績および経営環境などを総合的に勘案した結果、2024年5月28日開催の取締役会にて、1株につき7円とさせていただきました。すでにお支払いしております中間配当を加えた1株当たりの年間配当金は、14円となります。なお、期末配当金の支払開始日は2024年6月28日(金)となります。

(注) 本事業報告中に記載の数字は、金額および株数については表示単位未満を切り捨て、その他比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当年度 (2024年3月31日現在)	前年度 (ご参考) (2023年3月31日現在)	科 目	当年度 (2024年3月31日現在)	前年度 (ご参考) (2023年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	63,268	72,919	流動負債	30,891	33,680
現金及び預金	25,409	22,355	支払手形及び買掛金	7,287	9,620
受取手形、売掛金及び契約資産	14,835	20,560	電子記録債務	1,021	1,022
電子記録債権	1,292	1,130	短期借入金	5,028	4,516
商品及び製品	6,943	7,055	1年内返済予定の長期借入金	9,022	6,914
仕掛品	6,475	9,332	リース債務	160	135
原材料及び貯蔵品	3,993	7,516	未払法人税等	272	2,701
その他	4,359	5,030	役員賞与引当金	60	134
貸倒引当金	△41	△62	その他	8,038	8,634
固定資産	62,034	57,842	固定負債	28,832	28,308
有形固定資産	49,042	47,404	長期借入金	26,872	25,591
建物及び構築物	12,719	10,930	リース債務	598	635
機械装置及び運搬具	19,767	19,291	繰延税金負債	10	36
土地	2,677	2,657	役員退職慰労引当金	151	143
リース資産	256	266	役員株式給付引当金	33	18
建設仮勘定	10,012	10,512	退職給付に係る負債	1,084	1,805
その他	3,609	3,745	その他	81	75
無形固定資産	752	676	負債合計	59,724	61,988
その他	752	676	(純資産の部)		
投資その他の資産	12,238	9,762	株主資本	56,821	63,157
投資有価証券	9,224	7,399	資本金	2,877	2,877
退職給付に係る資産	11	14	資本剰余金	1,859	1,859
繰延税金資産	2,093	1,404	利益剰余金	52,149	58,486
その他	916	950	自己株式	△66	△65
貸倒引当金	△7	△7	その他の包括利益累計額	7,185	4,323
			その他有価証券評価差額金	3,939	2,512
			為替換算調整勘定	2,402	1,534
			退職給付に係る調整累計額	843	275
			非支配株主持分	1,572	1,293
			純資産合計	65,578	68,774
資産合計	125,302	130,762	負債純資産合計	125,302	130,762

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 年 度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	前年度 (ご参考) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売 上 高	64,768	78,675
売 上 原 価	57,602	56,107
売 上 総 利 益	7,166	22,567
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,135	9,619
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	△1,968	12,947
営 業 外 収 益	1,519	1,164
受 取 利 息	58	20
受 取 配 当 金	255	248
為 替 差 益	831	112
試 作 品 売 却 益	-	515
雑 収 入	373	268
営 業 外 費 用	855	432
支 払 利 息	473	318
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	173	59
試 作 品 売 却 損	146	-
雑 損 失	61	53
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△1,304	13,679
特 別 利 益	586	-
投 資 有 価 証 券 売 却 益	586	-
特 別 損 失	4,598	254
固 定 資 産 除 却 損	336	242
減 損 損 失	4,262	-
投 資 有 価 証 券 評 価 損	-	11
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△5,317	13,425
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	415	4,166
法 人 税 等 調 整 額	△1,335	△244
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△4,397	9,503
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	212	121
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	△4,610	9,382

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当年度 (2024年3月31日現在)	前年度 (ご参考) (2023年3月31日現在)	科 目	当年度 (2024年3月31日現在)	前年度 (ご参考) (2023年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	47,762	55,418	流動負債	26,550	27,230
現金及び預金	13,721	9,369	支払手形	79	67
受取手形	282	757	電子記録債務	1,203	1,117
電子記録債権	1,089	961	買掛金	4,053	5,260
売掛金	15,269	20,081	短期借入金	3,050	3,050
商品及び製品	4,010	4,473	1年内返済予定の長期借入金	8,282	6,440
仕掛品	5,758	8,941	リース債務	77	71
原材料及び貯蔵品	3,700	7,141	未払金	3,025	2,686
前渡金	25	0	未払費用	1,097	1,308
前払費用	264	246	未払法人税等	-	2,392
関係会社短期貸付金	1,130	144	デリバティブ債務	17	-
未収入金	2,492	3,282	前受金	-	1,716
その他	34	39	預り金	53	65
貸倒引当金	△17	△22	設備関係支払手形	3	774
			設備関係電子記録債務	5,605	2,199
			役員賞与引当金	-	80
固定資産	58,041	54,848	固定負債	26,591	24,795
有形固定資産	30,071	29,878	長期借入金	24,278	22,560
建物	5,026	5,491	リース債務	123	174
構築物	2,993	2,460	退職給付引当金	2,144	2,029
機械及び装置	11,153	13,684	役員株式給付引当金	33	18
車両運搬具	35	24	その他	11	11
工具、器具及び備品	2,848	3,089	負債合計	53,141	52,025
土地	2,065	2,065			
リース資産	197	244	(純資産の部)		
建設仮勘定	5,750	2,819	株主資本	48,936	55,910
			資本金	2,877	2,877
無形固定資産	405	493	資本剰余金	1,524	1,524
ソフトウェア	400	488	資本準備金	1,524	1,524
その他	5	5	利益剰余金	44,601	51,575
投資その他の資産	27,564	24,475	利益準備金	436	436
投資有価証券	8,077	6,395	その他利益剰余金	44,165	51,139
関係会社株金	4,704	4,704	配当準備金	371	371
関係会社出資金	5,393	5,393	別途積立金	4,608	4,608
関係会社長期貸付金	6,538	6,214	繰越利益剰余金	39,185	46,159
従業員長期貸付金	8	9	自己株式	△66	△65
繰延税金資産	2,385	1,246	評価・換算差額等	3,725	2,331
その他	462	518	その他有価証券評価差額金	3,725	2,331
貸倒引当金	△6	△6	純資産合計	52,662	58,241
資産合計	105,804	110,267	負債純資産合計	105,804	110,267

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 年 度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	前年度 (ご参考) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売 上 高	55,691	72,044
売 上 原 価	52,888	53,162
売 上 総 利 益	2,803	18,882
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,021	7,670
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	△4,217	11,211
営 業 外 収 益	1,967	1,293
受 取 利 息	237	123
受 取 配 当 金	330	303
為 替 差 益	1,052	101
試 作 品 売 却 益	-	515
雑 収 入	347	249
営 業 外 費 用	596	288
支 払 利 息	226	177
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	173	59
試 作 品 売 却 損	146	-
雑 損 失	49	50
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△2,846	12,217
特 別 利 益	449	-
投 資 有 価 証 券 売 却 益	449	-
特 別 損 失	4,422	278
固 定 資 産 除 却 損	160	266
減 損 損 失	4,262	-
投 資 有 価 証 券 評 価 損	-	11
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△6,819	11,938
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△52	3,683
法 人 税 等 調 整 額	△1,519	△148
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△5,247	8,404

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

関東電化工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 野 強
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関東電化工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関東電化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

関東電化工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本多 茂 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 強
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関東電化工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。
- ・監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

関東電化工業株式会社 監査役会

常勤監査役	矢	島	武	明	Ⓢ
常勤監査役	林		政	友	Ⓢ
監査役（社外監査役）	古	河	直	純	Ⓢ
監査役（社外監査役）	池	田	健	一	Ⓢ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第2条（目的）について、現在実施していない事業目的を削除するとともに、事業内容の明確化を図るため、事業目的を追加するものです。
- (2) 当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上を目的として2006年6月29日開催の定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「当該対応方針」という。）を決議し、その後5回にわたり、基本的内容を維持したまま、株主の皆様にご承認をいただき、現在まで継続しております。

当社は、当該対応方針の有効期限を迎えるにあたり、その取扱いについて、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様からのご意見や買収防衛策の最近の動向、当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ慎重に検討を重ねてまいりましたが、2024年5月15日開催の取締役会にて、当該対応方針を継続せず、その有効期限である本定時株主総会の終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、現行定款第17条（買収防衛策の導入）を削除するものです。

- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、現行定款第18条（員数）を変更し、取締役の員数の上限を12名から10名にするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) か性ソーダ、塩素および塩素化合物、水素および水素利用製品その他これらに関連する工業品、医薬品ならびにその副産品の製造および販売(2) フッ素およびフッ素化合物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売(3) 石油化学製品ならびにこれらに関連する製品の製造および販売(4) 鉄酸化物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売(5) 磁性材料および電子材料の製造および販売(6) 粉末合金およびその成型品の製造および販売(7) <u>農産品、水産品の化学的処理による製品の製造および販売</u>(8) 前各号に附帯関連する一切の事業 <p>第3条 ～ 第16条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) か性ソーダ、塩素および塩素化合物、水素および水素利用製品その他これらに関連する工業品、医薬品ならびにその副産品の製造および販売(2) フッ素およびフッ素化合物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売(3) 石油化学製品ならびにこれらに関連する製品の製造および販売(4) 鉄酸化物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売(5) 磁性材料および電子材料の製造および販売(6) 粉末合金およびその成型品の製造および販売(7) <u>前各号に関連する装置の設計製作および販売</u> <u>ならびに技術の販売およびコンサルティング</u>(8) 前各号に附帯関連する一切の事業 <p>第3条 ～ 第16条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(買収防衛策の導入)</p> <p>第17条 <u>買収防衛策の導入は、株主総会において決定する。</u></p> <p>2 <u>前項に定める買収防衛策の導入とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付けを行う者が遵守すべき手続きを当社が定めることをいう。</u></p> <p>3 <u>第1項にかかわらず、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為により、株主全体の利益が著しく損なわれることが明らかであるときには、取締役会は、株主全体の利益が損なわれることを防止するための措置を講じることができる。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第19条 ～ 第40条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第18条 ～ 第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（12名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の機動的な運営とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員する一方で、総数を3名減員するものとし、取締役9名（うち社外取締役は5名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はせがわ じゅんいち 長谷川 淳一 (1958年11月11日生) 重任 男性	<p>2000年1月 当社入社 2004年7月 当社営業本部精密化学品第2部長 2007年6月 当社執行役員営業本部精密化学品第2部長 2009年6月 当社取締役執行役員営業本部長 2011年1月 当社取締役執行役員営業本部長兼精密化学品第1部長 2011年6月 当社取締役執行役員、科地克(上海)貿易有限公司董事長兼総経理 2015年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役社長兼事業本部長 2023年6月 当社代表取締役社長(現任) (担当：内部監査室)</p> <p>■取締役候補者とした理由 長谷川淳一氏は、営業部門ならびに海外子会社における長年の経験と取締役としての経験があり、当社の経営全般に関する幅広い識見があることから取締役候補者といいたしました。</p>	<p>49,239株 うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 10,239株</p>
2	にいみ かずき 新美 和生 (1960年9月22日生) 重任 男性	<p>1984年4月 朝日生命保険相互会社入社 2006年4月 当社財務ユニットゼネラルマネージャー 2010年4月 当社経理ユニットゼネラルマネージャー 2013年4月 当社債券運用ユニットゼネラルマネージャー 2015年4月 当社証券運用部長 2016年4月 当社主計部長 2020年4月 当社主計部担当部長 2020年6月 当社取締役執行役員(現任) (担当：経理財務部、情報システム部)</p> <p>■取締役候補者とした理由 新美和生氏は、金融機関における長年の経験と取締役としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見と経営全般に関する幅広い識見があることから取締役候補者といいたしました。</p>	<p>12,585株 うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 7,285株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	やこうけんいち 八高賢一 (1969年1月11日生) 重任 男性	1992年4月 当社入社 2009年4月 当社渋川工場生産技術部長 2013年6月 当社渋川工場第1製造部長 2017年1月 当社海外事業推進部長 2017年11月 当社海外事業推進部長兼関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社代表理事 2020年6月 当社執行役員海外事業推進部長兼関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社代表理事 2023年4月 当社執行役員、関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社代表理事 2023年6月 当社取締役執行役員、関東電化ファインプロダクツ韓国株式会社代表理事(現任) (担当：海外工場) ■取締役候補者とした理由 八高賢一氏は、工場経営を含む技術部門ならびに海外子会社における長年の経験と取締役としての経験があり、当社の経営全般に関する幅広い識見があることから取締役候補者といたしました。	3,500株
4	よねむらたいすけ 米村泰輔 (1972年7月14日生) 新任 男性	1998年4月 当社入社 2017年4月 当社渋川工場第2製造部長 2020年6月 当社渋川工場第1製造部長 2021年6月 当社執行役員渋川工場長兼渋川工場第1製造部長 2022年4月 当社執行役員渋川工場長兼渋川工場品質保証部長 2022年6月 当社執行役員渋川工場長(現任) ■取締役候補者とした理由 米村泰輔氏は、工場運営を含む技術部門における長年の経験があり、経営全般に関する幅広い識見があることから取締役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	まつ い ひ で き 松井 秀樹 (1962年7月9日生) 重任 社外 男性	1987年4月 弁護士登録 1987年4月 丸の内総合法律事務所入所 2006年10月 株式会社カネボウ化粧品社外監査役 2011年9月 丸の内総合法律事務所共同代表弁護士(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) ■重要な兼職の状況 丸の内総合法律事務所共同代表弁護士 ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 松井秀樹氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、同氏は弁護士として企業法務に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者といたしました。	0株
6	は ぶ か ひ と し 羽 深 等 (1957年3月25日生) 重任 社外 男性	1981年4月 信越化学工業株式会社入社 2000年3月 同社退社 2000年4月 横浜国立大学(現国立大学法人横浜国立大学)工学部物質工学科 助教授 2002年4月 同大学大学院工学研究院 機能の創生部門 教授 2017年4月 同大学理工学部副学部長 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 国立大学法人横浜国立大学名誉教授(現任) 同大学大学院工学研究院非常勤教員 ■重要な兼職の状況 国立大学法人横浜国立大学名誉教授 ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 羽深 等氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、信越化学工業(株)での勤務ならびに他社における技術顧問や客員研究員等の経験があります。また、研究開発に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	か り や こ 假屋 ゆう子 (1960年4月15日生) 重任 社外 女性	1983年4月 鳥居薬品株式会社入社 2012年6月 同社執行役員信頼性保証本部長、医薬品等総括製造販売責任者 2013年6月 同社取締役信頼性保証本部長 2020年3月 同社常勤顧問 2021年3月 同社退社 2022年6月 当社社外取締役(現任) 日本金属株式会社社外取締役(現任) 2024年3月 株式会社We l b y社外取締役(監査等委員)(現任) ■重要な兼職の状況 日本金属株式会社社外取締役 株式会社We l b y社外取締役(監査等委員) ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 假屋ゆう子氏は、取締役として薬品メーカーの経営に長く携わっており、豊富な経験と品質保証を含む幅広い識見を当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者といいたしました。	0株
8	あ み た に た か こ 網谷 多加子 (1958年7月21日生) 新任 社外 女性	1993年9月 公認会計士登録 1993年9月 網谷公認会計士事務所所長(現任) 2005年3月 税理士登録 2008年6月 公益財団法人予防接種リサーチセンター監事(現任) 2019年6月 新京成電鉄株式会社社外取締役 2021年6月 一般財団法人日本心理研修センター監事(現任) 2023年6月 京成電鉄株式会社社外取締役(現任) ■重要な兼職の状況 京成電鉄株式会社社外取締役 ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 網谷多加子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、同氏は公認会計士および税理士として企業会計および税務に長く携わっており、豊富な経験と幅広い識見を当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者といいたしました。	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	<p style="text-align: center;">こしの じゅんこ 越 野 純 子 (1969年9月8日生)</p> <p style="text-align: center;">新任 社外 女性</p>	<p>1993年 4月 株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行） 入行</p> <p>1997年 1月 フィデリティ投信株式会社運用部インベストメント・アナリスト</p> <p>2002年 4月 キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー運用部インベストメント・アナリスト</p> <p>2006年 2月 ハルバディア・キャピタル・マネジメント東京駐在員事務所インベストメント・アナリスト</p> <p>2012年 4月 モリト株式会社執行役員経営企画部長</p> <p>2015年10月 株式会社大塚家具経営企画室部長</p> <p>2016年 4月 株式会社JVCケンウッド企業戦略部事業開発部長兼経営企画部長</p> <p>2019年 4月 同社執行役員経営企画部長</p> <p>2020年 4月 同社執行役員CEO補佐</p> <p>2020年 7月 フロンティア・マネジメント株式会社カンパニー経営企画部門執行役員経営企画部長</p> <p>2021年 6月 サクサホールディングス株式会社社外取締役</p> <p>2022年 6月 株式会社理経社外取締役(現任)</p> <p>■重要な兼職の状況 株式会社理経社外取締役</p> <p>■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 越野純子氏は、金融機関等のアナリストとしての長年の活動を通じ金融資本市場に精通しております。また、執行役員として上場企業の経営にも携わっておりました。これらの豊富な経験と幅広い識見を当社の経営に活かしていただくことを期待して社外取締役候補者いたしました。</p>	0株

- (注) 1. 所有する当社の株式の数には、株式報酬制度に基づく交付予定株式が含まれます。
2. 松井秀樹、羽深 等、假屋ゆう子、網谷多加子、越野純子の各氏は、社外取締役候補者であります。また、各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 松井秀樹氏は、当社が法律顧問契約を締結している「丸の内総合法律事務所」に所属しており、当社は同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしておりますが、その額は2024年3月期で3.2百万円程度であり、当社および同事務所のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
4. 当社は、松井秀樹、羽深 等、假屋ゆう子の各氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しておりますが、各氏が社外取締役に選任され就任した場合、引き続き同様の契約を継続する予定です。また、網谷多加子、越野純子の両氏が社外取締役に選任され就任した場合、両氏との間におきましても、同様の内容の契約を締結する予定です。
5. 当社は、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職等一定の従業員を被保険者として以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、いずれも同保険の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2024年10月に同内容にて更新をする予定です。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。
- ② 保険料は全額当社負担としております。
6. 社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、松井秀樹氏が9年、羽深 等氏が5年、假屋ゆう子氏が2年となります。

【ご参考】取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

専門性と経験								
氏名	企業経営・ 経営戦略	国際性	営業・ マーケティング	技術・ 研究開発	サステナ ビリティ	財務・ 会計	金融資本 市場	法務・ リスク管理
長谷川 淳一	●	●	●		●			●
新美 和生	●					●	●	
八高 賢一	●	●		●				
米村 泰輔	●			●	●			
松井 秀樹								●
羽 深 等				●				
假屋 ゆう子	●			●				
網谷 多加子						●		
越野 純子	●	●				●	●	

※上記一覧表は、各氏の有するすべての専門性、経験を表すものではありません。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>やじま たけあき 矢島 武明 (1963年4月20日生)</p> <p>重任 男性</p>	<p>1987年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 2003年3月 株式会社みずほ銀行鳥取支店長 2010年4月 同行支店部第八ユニット部長 2012年4月 同行立川支店長 2014年4月 同行営業店業務第二部長 2015年4月 同行東京営業部東京営業第一部長 2018年6月 当社顧問 2018年6月 当社取締役執行役員 2021年6月 当社常勤監査役(現任)</p> <p>■監査役候補者とした理由 矢島武明氏は、金融機関における長年の経験と当社取締役ならびに監査役としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見と当社の経営全般に関する幅広い識見があることから監査役候補者といたしました。</p>	6,175株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ますじま りょうじ 増島亮司 (1967年6月16日生) 新任 男性	1992年4月 当社入社 2015年6月 当社経営企画部長 2017年6月 科地克(上海)貿易有限公司董事長兼総経理 2019年6月 当社執行役員、科地克(上海)貿易有限公司董事長兼総経理 2021年3月 当社執行役員法務・総務部長 2021年12月 当社執行役員法務・総務部長兼サステナビリティ推進室長 2022年6月 当社取締役執行役員経営企画部長(現任) (担当：経営企画部、海外事業推進部) ■監査役候補者とした理由 増島亮司氏は、経営企画部門、法務総務部門ならびに海外子会社における長年の経験と取締役としての経験があり、経営全般に関する幅広い識見があることから監査役候補者といたしました。	6,335株 うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 4,135株
3	ふるかわ なおずみ 古河直純 (1944年12月22日生) 重任 社外 男性	1967年4月 日本ゼオン株式会社入社 1997年6月 同社取締役 1999年6月 同社常務取締役 2001年6月 同社専務取締役 2002年6月 同社代表取締役専務 2003年6月 同社代表取締役社長 2006年6月 横浜ゴム株式会社社外監査役 2013年6月 日本ゼオン株式会社代表取締役会長 2014年3月 横浜ゴム株式会社社外取締役 2015年6月 当社社外監査役(現任) 2020年6月 日本ゼオン株式会社名誉会長(現任) ■重要な兼職の状況 日本ゼオン株式会社名誉会長 ■社外監査役候補者とした理由 古河直純氏は、化学メーカーの経営に長く携わっており、その経験と幅広い識見を当社の監査に反映していただくために社外監査役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p style="text-align: center;">い け だ け ん い ち 池 田 健 一 (1962年12月23日生)</p> <p style="text-align: center;">重任 社外 男性</p>	<p>1986年 4月 朝日生命保険相互会社入社 2011年 4月 同社事務・システム統括部門保険金ユニット ゼネラルマネージャー 2014年 4月 同社営業企画部門商品開発ユニットゼネラル マネージャー 2015年 4月 同社商品開発部長 2016年 4月 同社営業企画部長 2017年 4月 同社執行役員営業企画部 商品開発部担当 2019年 4月 同社執行役員営業企画部 マーケティング統括 部 商品開発部担当 2020年 4月 同社執行役員リスク管理統括部 コンプライア ンス統括部担当 2020年 6月 当社社外監査役(現任) 2020年 7月 朝日生命保険相互会社取締役執行役員リスク 管理統括部 コンプライアンス統括部担当 2021年 4月 同社取締役常務執行役員経営企画部 調査広報 部担当 2022年 4月 同社取締役常務執行役員経営企画部 調査広報 部 海外・ダイレクト事業部担当 2024年 4月 同社取締役専務執行役員主計部 リスク管理統 括部 コンプライアンス統括部 E S R管理室 担当(現任)</p> <p>■重要な兼職の状況 朝日生命保険相互会社取締役専務執行役員主計部 リスク 管理統括部 コンプライアンス統括部 E S R管理室担当</p> <p>■社外監査役候補者とした理由 池田健一氏は、金融機関における長年の経験と幅広い識 見を有しており、それを当社の監査に反映していただく ために社外監査役候補者となりました。</p>	0株

- (注) 1. 古河直純、池田健一の両氏は、社外監査役候補者であります。また、両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
2. 当社は、古河直純、池田健一の両氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外監査役の責任を限定する契約を締結しておりますが、両氏が社外監査役に選任され就任した場合、引き続き同様の契約を継続する予定です。
3. 当社は、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職等一定の従業員を被保険者として以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が監査役に選任され、就任した場合には、いずれも同保険の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2024年10月に同内容にて更新をする予定です。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。
- ② 保険料は全額当社負担としております。
4. 社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、古河直純氏が9年、池田健一氏が4年となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2020年6月26日開催の第113回定時株主総会において選任されました補欠監査役川俣尚高氏の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力は、当社定款の定めにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。また、本選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
かわまた なおたか 川 俣 尚 高 (1965年5月1日生) 男性	1994年4月 弁護士登録 1994年4月 丸の内総合法律事務所入所 2015年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2016年6月 トレックス・セミコンダクター株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年6月 日本製粉株式会社(現株式会社ニッポン)社外取締役(現任) 2019年11月 司法試験審査委員(民法) 2020年6月 日本電設工業株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) ■重要な兼職の状況 丸の内総合法律事務所弁護士 トレックス・セミコンダクター株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社ニッポン社外取締役 日本電設工業株式会社社外取締役(監査等委員) ■補欠の社外監査役候補者とした理由 川俣尚高氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、同氏は弁護士として専門知識・経験等を有し、企業法務に精通していることから、補欠の社外監査役候補者といたしました。	0株

- (注) 1. 川俣尚高氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
2. 川俣尚高氏は、当社が法律顧問契約を締結している「丸の内総合法律事務所」に所属しており、当社は同事務所に対し、弁護士報酬の支払いをしておりますが、その額は2024年3月期で3.2百万円程度であり、当社および同事務所のいずれにとっても同氏の独立性に影響を与えるものではありません。
3. 法令に定める監査役の員数を欠き川俣尚高氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外監査役の責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職等一定の従業員を被保険者として以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。法令に定める監査役の員数を欠き川俣尚高氏が社外監査役に就任した場合には、同保険の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2024年10月に同内容にて更新をする予定です。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。
- ② 保険料は全額当社負担としております。

第5号議案 取締役の報酬等の額の改定の件

当社の取締役の報酬については、社外取締役を除く取締役の報酬は、月額報酬（固定部分）、役員賞与（業績連動部分、短期的報酬）および株式報酬（中長期的報酬）で構成され、社外取締役は月額報酬のみとなっています。

このうち、月額報酬および役員賞与については、2007年6月28日開催の株主総会にて以下【改定前】に記載のとおり承認いただき今日に至っておりますが、以下【改定後】に記載のとおり、取締役会構成の変化に伴い月額報酬の総額を改定するとともに、業績の変動を直接的に各人の金額に反映させるため、役員賞与を役位毎に業績に連動する方式に改定したいと存じます。

なお、当社は、2024年5月15日の取締役会にて、第1号議案、第2号議案ならびに本議案が承認可決されることを条件として「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。その内容は従来の方針を本議案に基づき修正したのとなっており、本議案は当該方針に沿ったものであるため、相当と考えております。

【改定前】

- ① 取締役の月額報酬の総額は2,400万円以内とする。
- ② ①の月額報酬とは別に、8,000万円を上限として、当該事業年度の当社経常利益の0.8%（百万円未満切捨て）を役員賞与として支給する。ただし、当該事業年度の当社経常利益が10億円未満の場合は、役員賞与は支給しない。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人報酬は含まないものとする。

【改定後】

- ① 取締役の月額報酬の総額は2,000万円以内（うち社外取締役分は総額400万円以内）とする。
- ② ①の月額報酬とは別に、以下の役員賞与を支給する。
 - ・役員賞与の支給対象者は、社外取締役を除く取締役とする。ただし、業務を執行する期間が当該事業年度の2分の1に達しない取締役を除く。
 - ・定常的な収益指標である当該事業年度の連結経常利益に対して、役位毎に定めた一定割合を乗じた金額とする。ただし、連結経常利益の上限を200億円とする。また、当該事業年度の連結経常利益が20億円未満の場合、または当該事業年度が当期純損失（連結または個別）の場合は、役員賞与は支給しない。

- ・ 役位毎に定める計算式、下限上限金額は以下のとおりとする（万円未満切捨て）。

役 位	計算式 (下限 ~ 上限)
代表取締役会長・社長	連結経常利益×0.350% (0~7,000万円)
取締役専務執行役員	連結経常利益×0.225% (0~4,500万円)
取締役常務執行役員	連結経常利益×0.175% (0~3,500万円)
取締役（上席）執行役員	連結経常利益×0.018% (0~ 360万円)

- ・ 上記で計算した金額に対して、TSR(株主総利回り)指標に応じて変動させた金額を最終的な役員賞与とする。具体的には、当該事業年度の当社TSRがTOPIX TSRを10%以上上回れば、上記で計算した金額に1.1、10%以上下回れば同金額に0.9を乗じることとする（万円未満切捨て）。この結果、役位別の上限金額は、会長および社長は7,700万円、取締役専務執行役員は4,950万円、取締役常務執行役員は3,850万円、取締役執行役員は396万円となる。

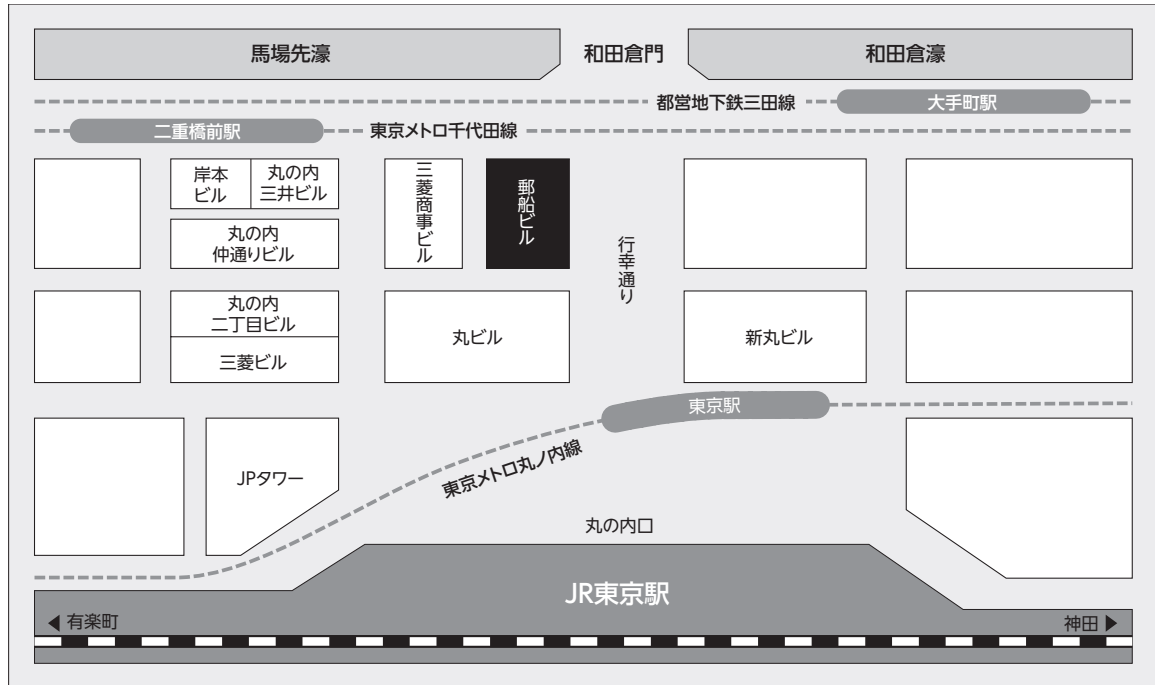
なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役5名）となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
郵船ビルディング5階（当社本店会議室）
電話（代表）：03-4236-8801



- ・交通 JR各線・東京メトロ丸ノ内線「東京駅」M4出口（徒歩2分）
東京メトロ千代田線「二重橋前駅」7番出口（徒歩1分）
都営三田線「大手町駅」7番出口（徒歩1分）